

船橋市 都市計画 マスターplan

令和4(2022)年度－令和13(2031)年度



令和4(2022)年11月

船橋市

はじめに



本市では、平成 13（2001）年 2 月に第 1 期のマスタープランを策定しました。その後、社会情勢の変化や事業進捗を踏まえ、平成 24（2012）年 3 月に改訂を行い、快適でゆとりのあるまちづくりを進めてまいりました。

近年、本市においては、工場やレジャー施設の跡地における新たな土地活用、高速道路整備やインターチェンジ開通等による広域道路ネットワーク機能の向上、新たなまちづくりの動きなど、まちの活力が生まれ続けています。

一方で、大規模地震や近年頻発化・激甚化している豪雨災害といった自然災害、人口構造の変化、ゼロ・カーボンへの挑戦など、様々な社会情勢を踏まえたまちづくりが求められています。

このような中、本市では「第 3 次船橋市総合計画」を令和 4 年 3 月に策定し、市が目指す将来都市像として「人も まちも 輝く 笑顔あふれる 船橋」の実現に向けたまちづくりに取り組んでいくこととしています。

この将来都市像の実現のため、まちづくりの目標とその実現に向けた基本的な方針を示すものとして、今回新たな船橋市都市計画マスタープランを策定いたしました。

本マスタープランにおいては、「交流により発展し便利で住みよいまちづくり」「誰もが安全・安心・快適に暮らせるまちづくり」「自然と人と産業が調和したまちづくり」を目標とし、都市計画への対応や各種事業を進めてまいります。この目標の実現のためには、市民・企業・関係団体などと行政による連携・協働による取組が重要であると考えておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この度のマスタープランの策定にあたり、アンケート調査やパブリック・コメント等において貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、都市計画審議会・策定検討会議の委員の皆様や多くの関係者の皆様に対し、心から感謝を申し上げます。

令和 4 年 1 月

船橋市長 松戸 徹

序章 都市計画マスタープランの概要	1
1 都市計画（まちづくりのルール）について	2
2 都市計画マスタープランとは	3
3 策定の背景	4
4 マスタープランの位置づけ	8
5 マスタープランの構成	9
6 マスタープランの目標年次	9
7 マスタープランの対象区域	10
8 市民とともにつくるマスタープラン	10
1章 まちづくりの現況と課題	13
1 市の沿革	14
2 まちづくりの現況と課題	15
2章 全体構想	35
1 まちづくりの目標	36
2 将来都市構造	38
3 まちづくりの方針	40
3章 地域別構想	65
1 湿町地域	69
2 本町地域	82
3 葛飾地域	95
4 法典地域	107
5 夏見地域	119
6 前原地域	131
7 習志野台地域	143
8 新高根・芝山地域	155
9 八木が谷地域	167
10 豊富地域	179
4章 まちづくり推進のための方策	191
1 適切なまちづくりの手法の活用	192
2 協働のまちづくり	195
3 マスタープランの進行管理と見直し	199